

薬生食監発 0628 第 1 号  
令和 3 年 6 月 28 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置  
に関する法律の一部を改正する法律の公布について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 71 号）が令和 3 年 6 月 16 日に公布されました。これにより、都道府県等は捕獲等をした鳥獣の適正な処理・有効利用について、捕獲した対象鳥獣の食品としての加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進に努めなければならないこと（第 10 条の 2）、人材の育成について、鳥獣の捕獲等（食品としての利用等に適した方法によるものを含む。）又は捕獲等鳥獣の有効利用について専門的な知識経験を有する者等の育成を図るため、関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする（第 15 条）等が規定されたところです。

なお、本法律の施行は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲において政令で定める日としており、施行日が定められましたら改めてお知らせします。

野生鳥獣肉の衛生管理については、食品衛生法に基づく営業許可施設において、平成 26 年 11 月 14 日付け食安発 1114 第 1 号「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（最終改正令和 3 年 4 月 1 日付生食発 0401 第 16 号）に従った対応をお願いしているところであり、今後の本法律の施行に当たっても、引き続き、関係事業者に対する監視指導等よろしく申し上げます。

<参考>

※鳥獣被害防止特措法ページ

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hourei/index.html>

乳肉安全係：小島、佐藤（暢） 電話 03-3595-2337 内線（2440）
--